



宮 崎 県 公 報

平成26年6月19日(木曜日) 第2600号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁	公 告
○知事の所轄する社会福祉法人に関する規則の一部を改正する規則……………(福祉保健課) 1		○鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針案の縦覧(2件)……………(自然環境課) 12
告 示		○鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会の開催(2件)……………(“) 13
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(国保・援護課) 10		○大規模小売店舗の変更に関する届出(8件)…(商工政策課) 13
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更(“) 10		○基本測量の実施の通知……………(管理課) 18
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(“) 10		公安委員会公告
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………(“) 11		○警備員指導教育責任者講習の実施について……………18
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更……………(“) 11		○警備員等の検定の実施について……………19
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の名称の変更……………(“) 11		選挙管理委員会告示
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の所在地の変更……………(“) 12		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………20
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………(“) 12		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………20
		○不在者投票のできる施設の指定変更……………20
		○農業委員会委員選挙において不在者投票のできる施設の指定変更……………20
		○海区漁業調整委員会委員選挙において不在者投票のできる施設の指定変更……………21

規 則

知事の所轄する社会福祉法人に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第37号

知事の所轄する社会福祉法人に関する規則の一部を改正する規則

知事の所轄する社会福祉法人に関する規則(昭和62年宮崎県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(現況の報告) 第9条 省令第9条第2項に規定する現況報告書は別記様式第10号によるものとし、現況報告書には省令第9条第3項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付して、知事に2部を提出しなければならない。 (1)・(2) [略]	(現況の報告) 第9条 省令第9条第2項の現況報告書は、別記様式第10号によるものとし、現況報告書には同条第3項各号に掲げる書類及び次に掲げる書類(次項において「関係書類」という。)を添付して、知事に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] 2 前項の規定による現況報告書及び関係書類の提出については、当該現況報告書及び関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うものとする。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号(第9条関係)

社会福祉法人現況報告書
平成 〇〇 年 4 月 1 日現在

I 基本情報

所轄庁	〒		電話番号	FAX番号
法人名	主たる事務所の所在地	設立認可年月日	設立登記年月日	
ホームページアドレス	メールアドレス	住所	職業	就任年月日
代表者	氏名	年齢	公表/非公表	
		公表/非公表		

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
第一種 児童福祉								
第二種 児童福祉								
第一種 老人福祉								
第二種 老人福祉								
第一種 障害者福祉								
第二種 障害者福祉								
第一種 その他								
第二種 その他								

種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
公益事業				
	1 必要な者に対し、相談、情報提供、助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ、文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()			
収益事業				
	1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()			
その他の事業				
	施設名・事業所名 所在地 事業開始年月日 事業規模(定員)			
	1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ()			

III 組織

理事	定員		現員		氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無				資格				施設整備又は運営に密接に 関連する業務を行う者				理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数
	定員	現員	親族	他の社会福祉法人の役員				その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他	理事報酬のみに支給	職員給与とのみ支給	職員給与なし	支給あり	支給なし	理事報酬のみに支給	職員給与とのみ支給	支給あり	支給なし			
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	
							～																	

IV 資産管理	不動産の所有状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				所轄庁の承認の有無
					提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	
	土地								
	建物								
	基本財産								
	土地								
	建物								
	運用財産								
	土地								
	建物								
	公益事業用財産								
	土地								
	建物								
	取								
	土地								
	建物								
	公益事業用財産								

V その他	定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	平成 第三者評価結果	平成 年4月1日現在 苦情処理結果
	<small>イクニホク</small> 広報誌 新聞 公 開 <small>イクニホク</small> 広報誌 新聞 外部 監 査 指摘事項	前々年度の財務諸表 貸借対照表 資金収支計算書 (事業活動収支計算書)	前々年度の財務諸表 貸借対照表 資金収支計算書 (事業活動収支計算書)	前年度の財務諸表 貸借対照表 資金収支計算書 (事業活動収支計算書)	前年度の財務諸表 貸借対照表 資金収支計算書 (事業活動収支計算書)	前年度の財務諸表 貸借対照表 資金収支計算書 (事業活動収支計算書)	前年度の財務諸表 貸借対照表 資金収支計算書 (事業活動収支計算書)	前年度の財務諸表 貸借対照表 資金収支計算書 (事業活動収支計算書)	前年度の財務諸表 貸借対照表 資金収支計算書 (事業活動収支計算書)
平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)
受審施設・事業所名	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)
第三者 評価	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)	平成 費用(千円)
準拠し ている 会計基 準	社会福祉法人 新会計基準	社会福祉法人 旧会計基準	経理規程準則	指定介護老人 福祉施設等会 計処理等取扱 指導指針	訪問看護会 計・経理準則	介護老人保健 施設会計・経 理準則	授産会計基準 就労会計基準	病院会計基準	企業会計基準 その他
								平成	平成 年3月31日現在

平成 年度の法人の経営状況 (総括表)

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額(千円)
(1) 事業活動資金収支差額	
① 事業活動収入	
・介護報酬等の公費(※)	
・利用者負担金(※)	
・その他収入	
② 事業活動支出	
・人件費支出	
・事業費支出	
・利用者負担軽減額	
・その他支出	
(2) 施設整備等資金収支差額	
① 施設整備等収入	
・施設整備補助金等の公費	
・その他収入	
② 施設整備等支出	
(3) その他の活動資金収支差額	
① その他の活動収入	
② その他の活動支出	
当期末資金収支差額	
前期末支払資金残高	
当期末支払資金残高	

(※) 医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)
 (※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額(千円)
(1) サービス活動増減差額	
① サービス活動増収益	
② サービス活動費用	
減価償却費	
国庫補助金等特別積立金取崩額	
その他サービス活動費用	
(2) サービス活動外増減差額	
① サービス活動外増収益	
② サービス活動外費用	
(3) 特別増減差額	
① 特別収益	
② 特別費用	
当期活動増減差額	
前期繰越活動増減差額	
当期末繰越活動増減差額	
基本金取崩額	
その他の積立金取崩額	
その他の積立金積立額	
次期繰越活動増減差額	

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額(千円)
(1) 資産の部	
① 流動資産	
② 固定資産	
(2) 負債の部	
① 流動負債	
② 固定負債	
(3) 純資産の部	
減価償却累計額	

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の積立金の勘定科目	積立目的	本年度時点の積立金額(千円)	積立計画の有無	積立目標額(千円)	施設整備の場合	
					整備事由	整備時期

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要		実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1	介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2	地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3	地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4	災害時における各種支援活動の実施			
5	貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6	他法人との連携による人材育成事業			
7	その他 ()			

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「-」を記載している。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 379号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
森山脳神経外科	都城市久保原町9街区3の1号	平成26年6月1日
いちき歯科クリニック	日南市吾田東10丁目5-27	平成26年6月1日
吾社クリニック	串間市大字本城7610番地2	平成26年5月7日

宮崎県告示第 380号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団森山内科・脳神経外科	都城市南鷹尾24-20

2 届出事項

指定医療機関の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団森山内科・外科クリニック	医療法人社団森山内科・脳神経外科	平成26年5月24日

宮崎県告示第 381号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社メソテース	串間市大字本城7610番地	ヘルパーステーション ほたるの郷	串間市大字本城7610番地2	平成26年5月8日
株式会社メソテース	串間市大字本城7610番地	デイサービス ほたるの郷	串間市大字本城7610番地	平成26年5月8日
医療法人悠隆会	東京都中野区中野五丁目4番7号	デイサービスなつた	延岡市夏田町450番地1	平成26年5月2日
株式会社きずな	日向市大字財光寺5608番地2	デイサービスセンターきずな	日向市大字財光寺5317番地3	平成26年5月2日
株式会社まきば	小林市細野4173番地1	認知症対応型共同生活介護事業所グループホームさくらの園	小林市細野4173番地8	平成26年5月1日
株式会社宮崎介護サービス	都城市上川東4丁目5755番地26	デイサービス暖かい風	都城市年見町17-4-3	平成26年5月1日
特定非営利活動法人ハッピーデイズ	児湯郡新富町富田西2丁目60番地	訪問看護ステーションはび	児湯郡新富町大字三納代2226-2	平成26年5月1日
合同会社フィロソフィカルナーシング	延岡市伊形町5006番地1	訪問看護ステーションひとしづく	延岡市伊形町5006番地1	平成26年4月28日
株式会社ハートケア	北諸県郡三股町大字樺山4836番地26	ハートケア デイサービス早水事業所	都城市早水町35号1番13	平成26年4月10日
社会福祉法人美郷町社会福祉協議会	東臼杵郡美郷町西郷田代29-1	社会福祉法人美郷町社会福祉協議会 西郷事業所	東臼杵郡美郷町西郷田代1663番地	平成26年4月1日

株式会社サクラ薬局	都城市立野町3646-13	あやめ薬局	児湯郡高鍋町大字上江字堂ヶ瀬 207番 8	平成26年 4月1日
株式会社さくらんぼ	児湯郡高鍋町大字上江2995番地 2	訪問介護サービス ひなた	児湯郡高鍋町大字持田3171-1	平成26年 3月1日
合同会社ウィンビレッジ	西諸県郡高原町大字蒲牟田3021番地 2	小規模多機能ホーム やすらぎの家 遊楽	西諸県郡高原町大字蒲牟田3021番地 2	平成25年 12月1日
株式会社さくらんぼ	児湯郡高鍋町大字上江2995番地 2	五感リハビリ デイサービス ひなた	児湯郡高鍋町大字持田3171-1	平成24年 12月17日

宮崎県告示第 382号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 6 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社サン・ルーム	延岡市平田町2347番地	居宅介護支援事業所サン・ルーム	延岡市松山町1221-33	平成26年 6月1日
株式会社メソテース	串間市大字本城7610番地	居宅介護事業所ほたるの郷	串間市大字本城7610番地 2	平成26年 5月8日
特定非営利活動法人一夢庵	日向市比良町4丁目85番地	一夢庵居宅介護支援事業所	日向市比良町4丁目85番地	平成26年 4月11日
有限会社ウエハラ	小林市野尻町東麓2658-86	居宅介護支援事業所幸ちゃんの家	小林市堤2961-31	平成22年 1月12日

宮崎県告示第 383号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14

条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 6 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
医療法人社団森山内科・脳神経外科	都城市南鷹尾24-20	医療法人社団森山内科・外科クリニック	都城市南鷹尾24街区20号
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地 2	花うさぎデイサービスセンター	北諸県郡三股町大字樺山字射場前4568番地 1
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地 2	花うさぎ訪問ヘルパーステーション	北諸県郡三股町大字樺山字射場前4568番地 1

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団森山内科・外科クリニック	医療法人社団森山内科・脳神経外科	平成26年 5月24日
花うさぎデイサービスセンター	ミュージズの朝三股デイサービスセンター	平成26年 5月1日
花うさぎ訪問ヘルパーステーション	ミュージズの朝三股訪問ヘルパーステーション	平成26年 5月1日

宮崎県告示第 384号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 6 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
医療法人社団森山内科・脳神経外科	都城市南鷹尾24-20	森山内科・外科クリニック 指定居宅介護支援事業所	都城市南鷹尾11-40
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	花うさぎ居宅介護支援センター	北諸県郡三股町大字樺山字射場前4568番地1
社会福祉法人協同福祉会	日南市南郷町中村乙7051番地 111	南郷町地域包括支援センター	日南市南郷町中村乙7051番地 111

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
森山内科・外科クリニック 指定居宅介護支援事業所	森山内科・脳神経外科指定居宅介護支援事業所	平成26年5月24日
花うさぎ居宅介護支援センター	ミュージズの朝三股居宅介護支援センター	平成26年5月1日
南郷町地域包括支援センター	日南市南地区地域包括支援センター	平成24年4月1日

宮崎県告示第 385号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 6 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人協同福祉会	日南市南郷町中村乙7051番地 111	日南市南地区地域包括支援	日南市南郷町中村乙7051番地 111

センター

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
日南市南郷町中村乙7051番地 111	日南市南郷町南町 5 番地 3	平成24年4月1日

宮崎県告示第 386号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年 6 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団健仁会	都城市上川東 1 丁目27号 6 番 1	指定通所介護事業所さくら苑	都城市上川東 1 丁目27号 6 番 1	平成26年5月31日
宇宿医院	都城市栄町18号18番地	宇宿医院	都城市栄町18号18番地	平成26年4月7日
株式会社R・S西都	西都市大字右松3292番地65	デイサービスセンター さくらがわ	西都市旭 1 丁目13番地	平成26年3月31日

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり築島鳥獣保護区内の区域を特別保護地区として指定を行うこととしたので、同条第 4 項において準用する同法第28条第 4 項の規定により当該特別保護地区の保護に関する指針案を縦覧に供する。

なお、指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年 6 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特別保護地区の名称
築島鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
串間市大字市木に所在する幸島全域
- 3 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針案

築島鳥獣保護区は、宮崎県の南端、日南海岸国定公園内にあり、シイ、カシ、クスノキ等の常緑高木が森林を形成し、メジロ、ウグイス、タヌキ、ノウサギ等多様な鳥獣が生息している。

特に、幸島は、「幸島サル生息地」として国の天然記念物に指定されていることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息している鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局

(2) 期間

平成26年6月19日から平成26年7月4日まで

6 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県環境森林部自然環境課

(2) 期間

平成26年6月19日から平成26年7月4日まで

7 意見書の記載事項

意見書には、当該特別保護地区における指定についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり尾鈴山鳥獣保護区内の区域を特別保護地区として指定を行うこととしたので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により当該特別保護地区の保護に関する指針案を縦覧に供する。

なお、指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 特別保護地区の名称

尾鈴山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

児湯郡木城町所在の西都児湯森林管理署尾鈴国有林 201林班ち小班、211林班へ小班、212林班ぬ小班及びびイ小班、216林班り小班、ち小班及びち1小班的区域並びに同郡都農町所在の西都児湯森林管理署川北尾鈴国有林1031林班と小班及び1032林班り小班的区域並びに以上の区域に囲まれて所在する尾鈴神社所有地の全域

3 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針案

尾鈴山鳥獣保護区は、宮崎県の中東部に位置し、針葉樹林や広葉樹林からなる地域で、多様な野生動植物が生息していることから自然保護上重要な地域として、尾鈴県立自然公園に指定されている。

特に、国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカが生息する地域については、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局

(2) 期間

平成26年6月19日から平成26年7月4日まで

6 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県環境森林部自然環境課

(2) 期間

平成26年6月19日から平成26年7月4日まで

7 意見書の記載事項

意見書には、当該特別保護地区における指定についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、築島鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を次のとおり開催する。

平成26年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成26年7月28日 (月) 午後1時30分から	J A はまゆう 市木支所 串間市大字市 木7375番地イ	築島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、尾鈴山鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を次のとおり開催する。

平成26年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成26年7月29日 (火) 午後1時30分から	宮崎県児湯農 林振興局会議 室 児湯郡高鍋町 大字北高鍋38 70-1	尾鈴山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>(仮称) ニトリモール宮崎 宮崎市源藤町東田 597番地</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ニトリホールディングス 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番39号 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番39号</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) ニトリ宮崎南バイパス店 (変更後) (仮称) ニトリモール宮崎</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番39号 (変更後) 株式会社ニトリホールディングス 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番39号 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番39号</p> <p>4 変更の年月日 平成26年 6 月 9 日</p> <p>5 変更した理由 大規模小売店舗の増床に伴う名称変更及び設置者の増加のため</p> <p>6 届出年月日 平成26年 6 月 9 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成26年 6 月19日から平成26年10月20日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成26年 6 月19日から平成26年10月20日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成26年 6 月19日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー小松台店 宮崎市小松台南町13番地 1</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の住所 (変更前) 宮崎市大塚町1121番 (変更後) 宮崎市小松台南町13番地 1</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 (変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 有限会社こうの薬局 代表取締役 河野晋一郎 宮崎市小松台南町13番地 1 株式会社芳香園 代表取締役 園田正 宮崎市源藤町葉山 263番地 4</p> <p>4 変更の年月日 平成16年10月 1 日 大規模小売店舗の住所の変更 平成26年 4 月 1 日 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更</p> <p>5 変更した理由 地名の変更及び小売業者の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成26年 6 月10日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成26年 6 月19日から平成26年10月20日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成26年 6 月19日から平成26年10月20日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p>
---	--

平成26年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー花山手店
宮崎市花山手東三丁目22番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
(変更後)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
株式会社ザファクトリー 代表取締役 佐藤裕明
宮崎市橋通東五丁目1番6号
- 4 変更の年月日
平成26年4月1日
- 5 変更した理由
小売業者の変更のため
- 6 届出年月日
平成26年6月10日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年6月19日から平成26年10月20日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成26年6月19日から平成26年10月20日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー赤江店
宮崎市大字田吉字赤江 141番6号 外14筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
鹿児島酒類食品株式会社 代表取締役 津田利夫
鹿児島県鹿児島市中山二丁目49番1号
(変更後)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎
東京都府中市若松町一丁目38番地1
- 4 変更の年月日
平成26年4月1日
- 5 変更した理由
小売業者の変更のため
- 6 届出年月日
平成26年6月10日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年6月19日から平成26年10月20日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成26年6月19日から平成26年10月20日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ニトリモール宮崎
宮崎市源藤町東田 597番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリホールディングス 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番39号
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番39号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,760㎡

(変更後) 17,610㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物 1 階部 95台 (駐車場No.1)

建物北側 34台 (駐車場No.2)

合計 129台

(変更後) 既存区画南側 95台 (駐車場No.1)

既存区画北側 111台 (駐車場No.2)

A区画 367台 (駐車場No.3)

B1区画 202台 (駐車場No.4)

B2区画1階 71台 (駐車場No.5)

B2区画2階 39台 (駐車場No.6)

合計 885台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物北側 20台

(変更後) 既存区画店舗建物北側 20台 (駐輪場No.1)

既存区画店舗建物東側 25台 (駐輪場No.2)

A区画南西側 20台 (駐輪場No.3)

A区画北西側 30台 (駐輪場No.4)

A区画北西側 10台 (駐輪場No.5)

A区画北側 20台 (駐輪場No.6)

A区画北東側 30台 (駐輪場No.7)

B1区画北東側 30台 (駐輪場No.8)

B1区画北西側 34台 (駐輪場No.9)

合計 219台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 建物南東側 105㎡

(変更後) 既存区画南側 105㎡ (荷さばき施設No.1)

A区画北東側 45㎡ (荷さばき施設No.2)

A区画東側 70㎡ (荷さばき施設No.3)

A区画南東側 240㎡ (荷さばき施設No.4)

A区画北側 20㎡ (荷さばき施設No.5)

B1区画南東側 144㎡ (荷さばき施設No.6)

B1区画南東側 188㎡ (荷さばき施設No.7)

B1区画北東側 15㎡ (荷さばき施設No.8)

合計 827㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 建物内南側 62.70㎡

(変更後) 既存区画南側 62.70㎡ (廃棄物等の保管施設No.1)

A区画北東側 27.54㎡ (廃棄物等の保管施設No.2)

A区画東側 14.80㎡ (廃棄物等の保管施設No.3)

A区画南東側 3.00㎡ (廃棄物等の保管施設No.4)

A区画南東側 3.00㎡ (廃棄物等の保管施設No.5)

A区画南東側 3.00㎡ (廃棄物等の保管施設No.6)

A区画北側 1.50㎡ (廃棄物等の保管施設No.7)

A区画北側 1.50㎡ (廃棄物等の保管施設No.8)

B1区画東側 24.75㎡ (廃棄物等の保管施設No.9)

B1区画東側 6.60㎡ (廃棄物等の保管施設No.10)

B1区画北東側 4.50㎡ (廃棄物等の保管施設No.11)

B1区画北東側 1.50㎡ (廃棄物等の保管施設No.12)

合計 154.39㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 (株式会社ニトリ)

開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時 (その他未定12者)

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後10時30分まで

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2箇所 建物敷地東側

(変更後) 2箇所 既存区画北東側及び南東側 (駐車場No.1及び2)

4箇所 A区画北西側、南西側、南側及び南東側 (駐車場No.3)

6箇所 B1区画北東側、北側、北西側、西側及び南西側 (駐車場No.4)

1箇所 B2区画北東側 (駐車場No.5及び6)

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後10時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで (荷さばき施設1から8まで)

4 変更する年月日

平成27年2月10日

5 変更する理由

大規模小売店舗内の店舗面積の増床及びそれに伴う施設の増加のため

6 届出年月日

平成26年6月9日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年6月19日から平成26年10月20日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成26年6月19日から平成26年10月20日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー小松台店

宮崎市小松台南町13番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦

鹿児島県鹿児島市南米三丁目14番地

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 翌午前0時

(変更後) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 翌午前0時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から翌午前0時30分まで(駐車場No.1及び2)

午前8時30分から午後10時まで(駐車場No.3及び4)

(変更後) 午前6時30分から翌午前0時30分まで(駐車場No.1及び2)

午前6時30分から午後10時まで(駐車場No.3及び4)

4 変更する年月日

平成26年6月11日

5 変更する理由

近年の消費者の消費行動の変化に対応するため。

6 届出年月日

平成26年6月10日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年6月19日から平成26年10月20日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成26年6月19日から平成26年10月20日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー花山手店

宮崎市花山手東三丁目22番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦

鹿児島県鹿児島市南米三丁目14番地

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

(変更後) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後11時30分まで

4 変更する年月日

平成26年6月11日

5 変更する理由

近年の消費者の消費行動の変化に対応するため。

6 届出年月日

平成26年6月10日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年6月19日から平成26年10月20日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成26年6月19日から平成26年10月20日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー赤江店
宮崎市大字田吉字赤江 141番6号 外14筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
（変更後）開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時
② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前8時30分から午後11時30分まで
（変更後）午前6時30分から午後11時30分まで
- 4 変更する年月日
平成26年6月11日
- 5 変更する理由
近年の消費者の消費行動の変化に対応するため。
- 6 届出年月日
平成26年6月10日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年6月19日から平成26年10月20日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売

店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成26年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
基本測量（基準点測量）
- 2 作業地域
串間市、えびの市、児湯郡西米良村、東臼杵郡椎葉村、西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡五ヶ瀬町
- 3 作業期間
平成26年7月25日から平成26年12月10日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第9号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成26年6月19日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	3号警備業務	平成26年9月3日（水）から10日（水）まで （土曜日及び日曜日を除く。）	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業

務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター)
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
3号警備業務	平成26年6月30日(月)から7月11日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第10号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成26年6月19日

宮崎県公安委員会委員長 藤田 紀子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
貴重品運搬警備	2級	平成26年9月20日(土)午前9時30分から午後5時ごろまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

2 実施場所

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部

3 定員

15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成26年8月11日(月)から8月22日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時には雨合羽等も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年6月2日現在次のとおりである。

平成26年6月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,491人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,564人

宮崎県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下

下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年6月2日現在次のとおりである。

平成26年6月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	108,429人
都城市選挙区	45,755人
延岡市選挙区	35,431人
日南市選挙区	15,826人
小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区	16,078人
日向市選挙区	17,088人
串間市選挙区	5,684人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,253人
えびの市選挙区	5,963人
北諸県郡選挙区	6,701人
東諸県郡選挙区	7,792人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	19,719人
東臼杵郡選挙区	8,301人
西臼杵郡選挙区	6,153人

宮崎県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成26年6月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

名 称	変更事由	新旧の別	変 更 内 容
医療法人社団静雄会藤元上町病院	名称	新	医療法人社団静雄会藤元上町病院
		旧	社団法人八日会藤元上町病院

宮崎県選挙管理委員会告示第38号

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成26年6月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

名 称	変更事由	新旧の別	変 更 内 容
国民健康保険諸塚診療所	名称	新	国民健康保険諸塚診療所
		旧	諸塚村国民健康保険病院

	所在地	新	東臼杵郡諸塚村大字家代3063番地
		旧	東臼杵郡諸塚村大字家代2661番地
一般社団法人藤元メディカルシステム藤元総合病院	名称	新	一般社団法人藤元メディカルシステム藤元総合病院
		旧	社団法人八日会藤元早鈴病院
一般社団法人藤元メディカルシステム藤元病院	名称	新	一般社団法人藤元メディカルシステム藤元病院
		旧	社団法人八日会藤元病院
医療法人社団静雄会藤元上町病院	名称	新	医療法人社団静雄会藤元上町病院
		旧	社団法人八日会藤元上町病院
独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院	名称	新	独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院
		旧	社会保険宮崎江南病院

宮崎県選挙管理委員会告示第39号

漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成26年6月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

名 称	変更事由	新旧の別	変 更 内 容
独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院	名称	新	独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院
		旧	社会保険宮崎江南病院

--	--